令和８年（フ）第１４７３号
さいたま市南区鹿手袋４丁目４番１号　みつばメゾン武蔵浦和、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目23番18号　クレイン南弐番館105号
債務者　野口　裕史
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５１５号
埼玉県草加市谷塚上町75番地１　ライオンズマンション竹の塚第３－201号、旧住所埼玉県草加市稲荷４丁目２番11号　浅井コーポＢ101号
債務者　中村　雅文
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５５６号
埼玉県春日部市栄町３丁目111番地　リブレス春日部Ⅱ－104号
債務者　大多和利衣
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５８０号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目８番地２　マリーエⅡ301号
債務者　和田　牧夫
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
埼玉県東松山市大字大谷4160番地２、破産申立時の住所埼玉県入間郡毛呂山町大字川角94番地９　川角マンションＢ棟202号
債務者　小谷野　勇
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７１号
埼玉県川越市大字小堤904番地１　（スカイヒルズ105号室）
債務者　髙橋　忠子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７２号
埼玉県ふじみ野市駒西三丁目８番32号　クレセールふじみ野306
債務者　山下　真紀
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７６号
埼玉県所沢市大字荒幡909番地の１　クレールメゾン306
債務者　加藤亜由美（旧姓福地）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７７号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目3105番地の２　ドミールＫ　Ａ－102
債務者　川村　芹亜
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９３号
埼玉県比企郡川島町八幡５丁目１番地１
債務者　石井さぎり
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９８号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２－25－406
債務者　阿部　博夫
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６０１号
埼玉県川越市大字扇河岸72番地21、前住所埼玉県上尾市大字領家110番地28
債務者　若林　友子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６２２号
埼玉県川越市野田町２丁目17番地74（フォーブル柳沢103号室）
債務者　山内タイルこと　山内　滉也
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６０号
川崎市高津区久地２丁目18番18号　スペース210　105
債務者　高塚　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
岐阜市中２丁目182番地１（ボヌールＡ　103）
債務者　坂口　　梓（旧姓芦刈）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２７７号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋９丁目83番地の１（ウィステリアⅡ　101号室）
債務者　本山　拓弥
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで岐阜地方裁判所